

娘から金銭を要求され安心して生活することができない
父親からの相談

■人権キーワード

男性（DV 以外）、高齢者、障がい者

■相談の主訴

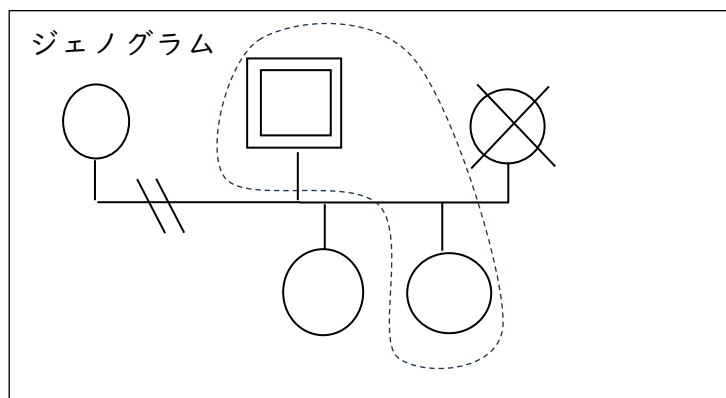
同居している娘からしつこく金銭を要求され安心して生活することができない。娘を自宅から追い出してほしいという父親からの相談

■ 相談者

- ・ 相談者は高齢の男性
- ・ 心療内科の受診から療育手帳を取得している。
- ・ 以前は仕事をしていたが退職し生活保護を受けていた。その後次女との同居に伴い生活保護を受給停止され、老齢年金と次女の障害年金で生計を立てており、家賃数万円の家に暮らしている。

■ 家族状況

- ・ 家事や家計を一手に担ってきた妻が数年前に他界した。
- ・ 長女と次女がいて、現在は次女との２人世帯。
- ・ 長女は１人暮らしで生活保護を受給しながら福祉施設に入所している。



■相談に至った経緯

- ・ 相談者は住宅の入居者組合の関係でセンターに頻繁に相談に来られるようになる。相談を受ける中で、日常生活でも支援が必要な様子であったため、見守り支援を継続している中で課題がわかった。

■相談内容・相談者の状況等

- ・ 妻が他界した後、しばらく次女と同居していたが次女からの金銭搾取があったため、世帯分離の支援を進めた結果、次女は福祉施設に入所となった。

- ・ 次女は知的障がいがあり、自傷行為を繰り返し精神的に不安定な様子が頻繁に見られた。
- ・ 次女は福祉施設に入所したが、退所し実家へ戻った。その後再び福祉施設に入所したが、福祉施設から一時帰宅をしていた際に、福祉施設には戻らないと言い出し、半ば強引に実家で父子生活が再び始まってしまっている。
- ・ 次女は就労継続支援 B 型にも受け入れてもらえない状態で、受け入れ可能な福祉施設がなく、また、いくつかの医療機関から受診拒否をされていて受け入れ先がない状態になっている。
- ・ 相談者と次女はともに金銭管理に課題があり、食費よりも嗜好品の購入を優先するため、毎月困窮状態に陥って食べるものがない状態だった。
- ・ 自身のお金を使い切った次女からしつこく金銭を要求された相談者が、センターに助けを求めてきた。

■対応

- ・ 支援方策検討会を実施し、生活保護担当課や障がい者虐待担当課と連携して、生活保護の受給や就労相談につなげた。
- ・ 世帯への見守り訪問を実施し、相談者及び次女の安否確認や気持ちの傾聴を行った。
- ・ 相談者にセンター活動のお手伝いをしていただくなど日常の居場所づくりを行った。
- ・ 相談者の生活保護費の受取や病院の受診へ同行した。
- ・ 次女の福祉施設への入所や入院について助言を行った。
- ・ 福祉サービスへの代理相談を行い、相談者は障がい福祉サービスを申請し、訪問看護とヘルパーを導入した。その後、介護サービスに移行し要介護認定を受けた。

■評価および今後の課題

- ・ 世帯員全員が支援を必要としている方々であり、頼れる親族もいないためキーパーソンが存在しなかった。さらに父子それぞれの主訴が正反対のため誰の気持ちを尊重するのか判断が難しかった。
- ・ 意思決定支援の観点から、必要な福祉サービスでも本人に拒否されると介入できないため、課題解決や状況改善に向かわない。
- ・ 見守りの継続とそれぞれにおける支援の役割を整理する必要がある。
- ・ 複合的課題を抱えているにもかかわらず、取りこぼされやすい世帯へのアプローチと支援方法や内容は課題である。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

- ・ 市町村の福祉事務所、障がい福祉担当部署
- ・ 市町村の介護保険担当部署
- ・ 市町村の生活困窮者自立支援窓口（生活困窮者自立支援事業）

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 包括的相談支援窓口（重層的支援体制整備事業）
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
- ・ 府市町村の女性相談センター
- ・ 大阪府内の就労支援センター
- ・ シルバー人材センター
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）